

磐田市地域防災計画 ー修正案の概要ー

(平成 31 年 3 月 22 日／磐田市総務部危機管理課)

磐田市地域防災計画（一般災害対策編、地震・津波災害対策編、原子力災害対策編）の修正案の概要は、次のとおりである。

1 国の各種計画、推進施策等の修正に伴うもの

- (1) 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（地震・津波災害対策編）
「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令する」という津波避難の原則に基づく修正を行う。
- (2) 南海トラフ地震に関連する情報に対する対応（地震・津波災害対策編）
静岡県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を参考にして、「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）発表時の市の暫定的な対応について追記する。
- (3) 原子力災害対策指針の改正（原子力災害対策編）
警戒事態で考慮する地震、津波等の自然災害について、その発生場所等の実態に則したものに変更されたことに伴う修正（発生箇所を、原子力発電所の所在都道府県から所在市町村へ変更）

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

- (1) 避難生活の手引きの作成、避難所運営マニュアルの改訂（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）
避難所の運営主体は利用者であること、在宅生活継続の準備、携帯トイレの備えなど、県地域防災計画（共通対策編、地震対策編）の修正内容との整合を図る。
- (2) 避難所のペット飼育管理ガイドラインの策定（一般災害対策編）
避難所における愛玩動物の取扱いについて、策定されたガイドラインを広く住民に周知することを修正する。
- (3) 重要道路沿道建築物の耐震化（地震・津波災害対策編）
緊急輸送ルートや避難路の通行確保のため、道路整備の他、沿道建築物等の耐震化を促進する旨を追記し、県地域防災計画（地震対策編）の修正内容との整合を図る。
- (4) その他
ア 治山災害防除計画の表題及び記載内容の整理（一般災害対策編）

- イ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）との表現の統一（一般災害対策編）
- ウ 非常持出品の量等に関する見直し（地震・津波災害対策編）

3 給水計画（給水活動）に関する修正

- 平成 30 年台風第 24 号による停電被害を教訓にして、断水に伴う給水活動について簡易水道組合への協力等を追記し、同組合との連携を強化する。（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）

4 その他時点修正等に伴うもの

- (1) 人口及び世帯数、並びに土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所数の時点修正（一般災害対策編）
- (2) 法律、各種計画等の変更に伴う用語その他の修正
 - ア 「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に修正（一般災害対策編）
 - イ 水防法第 15 条の 3、土砂災害防止法第 8 条の 2 に係る要配慮者利用施設における避難確保計画、自衛水防組織を変更した場合の市長への報告を追記（一般災害対策編）
 - ウ 「避難行動要支援者」を「要配慮者」に修正（一般災害対策編）
- (3) 指定地方行政機関の追加（一般災害対策編、地震・津波災害対策編）
- (4) 県等関係機関の組織改編に伴う修正（各対策編）
- (5) 適正な記載、誤字の訂正など

1 国の各種計画、推進施策等の修正に伴うもの

(1) 内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴う修正

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第5編 災害応急対策	第7章 避難活動	○内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」において、津波に対しては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみを発令するとされたことに伴い、所要の整理を行う。	P18～P20

(2) 南海トラフ地震に関連する情報に対する対応

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第4編 地震防災応急計画		○南海トラフ地震に関連する情報の運用開始に伴い、これまでの東海地震予知情報等の取扱いなど今後の方針を追記する。	P14～P15
	第15章 南海トラフ地震に関連する新たな防災対応が定められるまでの間の暫定的な対応について（新設）	○県地域防災計画（地震対策編）の修正内容を参考にして、南海トラフ地震に関連する情報発表時の市の暫定的な防災対応について追記する。	P17

(3) 原子力災害対策指針の改正に伴う修正

○原子力災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第4章 大規模地震対策	第3節 地震災害応急対策	○原子力災害対策指針の改正（地震、津波等の発生箇所を原子力発電所の所在都道府県から所在市町村へ変更）に伴う修正	P25

2 静岡県地域防災計画の修正に伴うもの

(1) 避難生活の手引きの作成、避難所運営マニュアルの改訂に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第16節 防災知識の普及計画 第19節 防災訓練 第20節 自主防災会の育成	○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。	P4～P5

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○県が新たに作成した「避難生活の手引き」、並びに「避難所運営マニュアル」の改訂に伴って修正された県地域防災計画（共通対策編）との整合を図る。	P13

(2) 避難所のペット飼育管理ガイドラインの策定に伴う修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 災害応急対策計画	第8節 愛玩動物救護計画	○県において策定されたガイドラインを基に、避難所における愛玩動物の取扱いについて広く住民に周知を行う旨を追記する。	P7

(3) 重要道路沿道建築物の耐震化に伴う修正

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○建設業界の担い手の確保・育成の取組を支援するとともに、災害時における円滑な避難や、緊急物資の輸送等を行う防災上重要な道路の機能を維持・確保するため、その沿道建築物の耐震化の促進を図るよう整理する。	P13

(4) その他

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第2章 災害予防計画	第7節 治山災害防除計画	○表題に用いている「治山」という言葉が馴染まないため、「山地災害防除計画」に修正するとともに、内容を3つの項目に分けて整理する。	P3～P4
第3章 災害応急対策計画	第19節 輸送計画	○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準と表現を統一するために修正する。	P8

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○非常持出品の量等について整理する。	P12～P13

3 給水計画（給水活動）に関する修正

○一般災害対策編

章	節	修正要旨	新旧対照表
第3章 災害応急対策計画	第11節 給水計画	○給水計画の実施主体が市であることを明確にし、簡易水道組合が実施する給水活動及び給水施設の応急復旧について、その要請に基づいて協力する旨を追記する。	P8

○地震・津波災害対策編

編	章	修正要旨	新旧対照表
第2編 平常時対策	第4章 地震災害予防対策の推進	○市が簡易水道組合に対して、応急給水対策等に関する必要な指導、助言を行う旨を追加する。	P13
第4編 地震防災応急計画	第10章 地域への救援活動	○市の飲料水確保のための応急対策に、簡易水道組合が実施する応急給水対策の確認を追加する。	P15
第5編 災害応急対策	第10章 地域への救援活動	○市が実施する給水活動に、簡易水道組合への協力を追加するとともに、給水活動に係る簡易水道組合の責務を記載する。	P22